

これまでの 地域保健対策の経緯

I 保健所法の制定

- 結核、性感染症などの慢性伝染病の蔓延
- 国民体位の低下等の現象のなかで新しい視点に立った予防医学の実践が必要

S12

保健所法制定（昭和12年4月5日法律第42号）

国民の体位の向上を図るため、都会と田舎を通じて保健所を創設し、あまねく衛生思想の啓発を図るとともに衣食住その他日常生活において衛生の規範となるほか疾病予防のための健康相談を行うなど保健上適切なさまざまな指導を行う

- 戦後、日本国憲法が制定され、国民の生存権の確立とその生活の進歩向上が国家義務とされ、公衆衛生は大きな展開へ

S22

保健所法制定（昭和22年9月5日法律第101号）

従来の保健所法に政令市制の採用、指導事業の増加、特定疾病の治療追加など強化拡充を図る。

保健所が健康相談、保健指導のほか、医事、薬事、食品衛生、環境衛生などに関する行政機能をあわせもち、公衆衛生の第一線機関として強化され、国、都道府県を通じて衛生行政組織と制度の強化が図られた。

Ⅱ 地域保健法の制定

H5

H6

- 「保健所法を地域保健対策推進に関する基本となる事項を定める法律」を国会に提出

保健所法を地域保健法に改正（平成6年7月1日法律第84号）

第一条

- この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与する

【具体的な内容】

- 国と地方公共団体の責務を規定
- 厚生労働大臣が「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」を策定することを規定
- 都道府県と市町村の役割を見直し
- 住民に身近で頻度の高い母子保健サービスなどの主たる実施主体を市町村に変更
- 既に市町村が実施主体となっている老人保健サービスとあわせて住民に身近な保健サービスを一元的に提供
- 生涯を通じた健康づくりの体制を整備
- 地方分権の推進

Ⅱ 地域保健法の制定(施行について)

	交付日から一部施行(H6.7.1)	平成9年度から全面施行(H9.4.1)
地域保健対策の基本的視点 ○生活先進国の実現 ○地方分権の促進	○地域保健対策の基本理念を規定 ○厚生大臣が地域保健対策の推進に関する基本指針を策定	
市町村と都道府県の役割分担 ○市町村保健センター ○都道府県保健所	○市町村、都道府県及び国の責務を規定 ○市町村は、市町村保健センターを設置できる旨を規定 ○国庫補助規定を創設	●事業の見直し ●医療圏、老人保健福祉圏の区域を参酌して所管区域を設定
保健所設置市の実施体制 ○許認可権限 ○保健センターと保健所		●診療所、助産所、施術所、歯科技工所、衛生検査所、医薬品一般販売業等の許可、届出の受理等の権限を保健所設置市及び特別区へ移譲 ●交通遮断等伝染病子防に係る事務を保健所設置市へ移譲
保健・医療・福祉の連携	○福祉施策との連携について基本指針に規定	●3歳児健診、妊産婦指導等母子保健に関する事業を市町村へ移譲 ●栄養相談及び一般的栄養指導の事業を市町村へ移譲
マンパワーの確保・充実 ○教育研修 ○保健婦等の確保 ○規模の小さい町村に対する支援策	○保健所の事業として市町村職員の研修を規定 ○都道府県、市町村の責務として人材の確保を規定 ○都道府県が人材確保支援計画を策定 ○当該計画に基づく事業について国庫補助規定。	

Ⅱ 地域保健法の制定

地域保健法第四条

厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

H6

地域保健対策の推進に関する基本的な指針

(平成6年12月1日厚生省告示第374号)

- 地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター等及び地方衛生研究所を相互に機能させるとともに、地域の特性、社会福祉、介護保険等の関連施策との有機的な連携及び科学的な根拠に基づく地域保健対策の推進に配慮することにより、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るための地域保健対策を総合的に推進することが必要である。
- この指針は、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

【具体的な内容】

- 一. 地域保健対策の推進の基本的な方向
- 二. 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項
- 三. 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十一条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項
- 四. 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項
- 五. 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項
- 六. その他地域保健対策の推進に関する重要事項

1. 地域保健法、地域保健対策の推進に関する基本的な指針 の主な改正

H11.12.22

中央省庁等改革関係法施行法(法律第百六十号)

(地域保健法の一部改正)

第五百九十二条地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

- 本則(第四条第三項を除く。)中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「命令」を「政令」に改める。
- 第四条第三項を削る。

「第4条第3項 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。」を削除(平成13年1月6日から施行)

H12.3.31

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」一部改正(厚生省告示第143号)

健康危機管理体制の確保、介護保険法の施行などによる基本指針の一部改正。
(「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行。)

- 阪神淡路大震災など地域住民の生命、健康の安全に影響を及ぼす事態が頻発し、健康危機管理のあり方の問題になる
- 介護保険制度が施行
- 改正の主な事項
 - ①地域における健康危機管理体制の確保
 - ②介護保険制度の円滑な運用のために、地域保健対策として取組を強化
 - ③ノーマライゼーションの推進
 - ④21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)の推進
 - ⑤保健所と市町村保健センターの整備
 - ⑥地域保健対策に係る人材の確保と資質の向上

1. 地域保健法、地域保健対策の推進に関する基本的な指針 の主な改正

H15.5.1

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」一部改正(厚生労働省告示第201号)

- 健康増進法の施行、次世代育成支援対策推進法の制定、精神障害者対策などによる基本指針の策定、第3次対がん10ヶ年総合戦略の策定、保健活動指針の一部改正(最終)
- 健康増進法が施行され、精神障害者対策、児童虐待防止、生活衛生対策などの社会状況の変化
- 改正の主な事項
 - ①国民の健康づくりの推進
 - ②次世代育成支援対策の総合的かつ計画的な推進
 - ③高齢者対策と介護保険制度の円滑な実施のための取り組み
 - ④精神障害者施策の総合的な取り組み
 - ⑤児童虐待防止対策に関する取り組み
 - ⑥生活衛生対策
 - ⑦食品衛生対策
 - ⑧地域保健と産業保健の連携

H15.12.26

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」一部改正(厚生労働省告示第461号)

- 改正の主な事項
地域保健従事者の資質の向上に関する検討会を開催し、報告書を受け、現任教育の内容の明確化など所要の改正

1. 地域保健法、地域保健対策の推進に関する基本的な指針 の主な改正

H17.6.29

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(厚生労働省告示第289号)一部改正

介護保険法等の一部を改正する法律(法律第77号)「痴呆」用語の見直し「痴呆性老人対策」を「認知症高齢者対策」に改正)

H19.7.20

医療制度改革(平成20年)

医療計画(4疾病5事業)、特定健診・保健指導の導入
医療計画の作成及び推進における保健所の役割について(健総発第0720001号)

H20.3.31

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(厚生労働省告示第184号)一部改正

老人保健法→高齢者の医療の確保に関する法律、「老人保健事業」を「健康増進事業」に改正

2. 地方衛生研究所の沿革、設置目的

S23

地方衛生研究所の設置要綱を定める

地方衛生研究所設置要綱(昭和23年4月7日厚生省発予第20号)

S39

地方衛生研究所設置要綱(昭和39年5月18日厚生省発衛第125号)

S51

地方衛生研究所設置要綱(昭和51年9月10日厚生省発衛第173号)

H9

「地方衛生研究所の機能強化について」(平成9年3月14日厚生省発健政第26号)

平成6年7月1日に公布された地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成6年法律第84号)が、平成9年4月1日より全面施行され、地域保健の体系が抜本的に見直されることとなるが、地方衛生研究所についても、地域保健法(昭和22年法律第101号)第四条に基づき策定された「地域保健対策に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)の中で、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として再編成し、その専門性を活用した地域保健に関する総合的な調査及び研究を行うとともに、当該地域の地域保健関係者に対する研修を実施することが示され、これらの趣旨を踏まえて、地方衛生研究所設置要綱をあらたに通知

「地方衛生研究所の機能強化について」

(平成9年3月14日厚生省発健政第26号)

(別紙) 地方衛生研究所設置要綱 (「昭和51年9月10日厚生省発衛第173号」との比較)

【設置の目的】

「地域保健対策を効果的に推進」の文言を追加、緊密な連携先に「保健所」を追加。

【業務】

1 調査研究

- ① 「化学物質等に関する調査研究」、「健康の保持及び増進に関する調査研究」、「地域保健活動の評価に関する調査研究」を追加。
- ② 広域的な調査研究を行う必要のあるものについて協力を強化する先に「国や大学の研究機関等」を追加し、プロジェクト研究、学際的総合研究等を積極的に推進することとした。
- ③ 「調査研究業務の効果的な実施を図るため、必要に応じ、「地域保健対策に関する基本的な指針」で設置することが定められている検討協議会において調査研究課題の調整等を行うものとする。」を追加。

2 試験検査

- ① 「地方衛生研究所は、研究要素の大きい試験検査、広域的な視野を要する試験検査、専門的かつ高度な技術や設備を必要とする試験検査を重点的に行うものとする。」を追加。
- ② 「地方衛生研究所は、国立試験研究機関及び他の地方衛生研究所と連携して、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するなどレファレンスセンターとしての役割を担うとともに行政検査等の精度管理を行うものとする。」を追加。

3 研修指導

- ① 「その他地域保健関係者の人材」を追加し、「養成及び資質の向上を目的とした研修指導」とした。
- ② 「研修指導業務の効果的な実施を図るために、必要に応じ、検討協議会で研修指導課題の調整等を行うものとする。」を追加。

4 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

- ① 試験検査の方法等、公衆衛生に関する情報の収集・解析の情報の提供先に「市町村及び地域住民等」を追加。
- ② 「地方衛生研究所は、公衆衛生に関する国、都道府県・指定都市、地方衛生研究所、保健所、市町村のネットワークの中の地方拠点として、(1)に掲げる業務(情報活動)を実施するとともに、得られた情報から地域に密着した公衆衛生に関する新たな課題を発掘し、またその解決のための研究を企画・実施し、これらに関係行政部局等を通じて公衆衛生に関する活動に還元するよう努めるものとする。」を追加。

【業務推進の方策】

- ① 「業務の実施に必要な技術系職員等の人員の確保を図るとともに、その資質の向上に努めるものとする。」を追加。

「地方衛生研究所の機能強化について」①

(平成9年3月14日厚生省発健政第26号)

(別紙) 地方衛生研究所設置要綱

I 設置の目的

地方衛生研究所は、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うことを目的とする。

II 業務

一 調査研究

(1) 地方衛生研究所は、次のような調査研究を行うものとする。

1. 疾病予防に関する調査研究
2. 環境保健に関する調査研究
3. 生活環境施設に関する調査研究
4. 食品及び栄養に関する調査研究
5. 医薬品等に関する調査研究
6. 家庭用品、化学物質等に関する調査研究
7. 健康事象に関する疫学的調査研究
8. 健康の保持及び増進に関する調査研究
9. 地域保健活動の評価に関する調査研究
10. 試験検査方法に関する調査研究
11. その他必要な調査研究

(2) 地方衛生研究所は、(1)に掲げるもののうち、広域的な調査研究を行う必要のあるものについては、地方衛生研究所相互間又は国や大学の研究機関等関連する他の試験研究機関との協力を強化し、プロジェクト研究、学際的総合研究等を積極的に推進するものとする。

(3) 調査研究業務の効果的な実施を図るため、必要に応じ、「地域保健対策に関する基本的な指針」(平成六年厚生省告示第三七四号)で設置することが定められている検討協議会(以下「検討協議会」という。)において調査研究課題の調整等を行うものとする。

「地方衛生研究所の機能強化について」②

(平成9年3月14日厚生省発健政第26号)

(別紙) 地方衛生研究所設置要綱

二 試験検査

(1) 地方衛生研究所は、次のような試験検査を行うものとする。

1. 衛生微生物等に関する試験検査
2. 衛生動物に関する試験検査
3. 水、空気等に関する試験検査
4. 廃棄物に関する試験検査
5. 食品、食品添加物等に関する試験検査
6. 毒物劇物に関する試験検査
7. 医薬品等に関する試験検査
8. 家庭用品等に関する試験検査
9. 温泉に関する試験検査
10. 放射能に関する試験検査
11. 病理学的検査
12. 生理学的検査
13. 生化学的検査
14. 毒性学的検査
15. その他必要な試験検査

なお、地方衛生研究所は、研究要素の大きい試験検査、広域的な視野を要する試験検査、専門的かつ高度な技術や設備を必要とする試験検査を重点的に行うものとする。

(2) 地方衛生研究所は、国立試験研究機関及び他の地方衛生研究所と連携して、試験検査に不可欠な標準品及び標準株を確保・提供するなどレファレンスセンターとしての役割を担うとともに行政検査等の精度管理を行うものとする。

「地方衛生研究所の機能強化について」③

(平成9年3月14日厚生省発健政第26号)

(別紙) 地方衛生研究所設置要綱

三 研修指導

(1) 地方衛生研究所は、次のような研修指導を行うものとする。

1. 保健所の職員、市町村の衛生関係職員その他地域保健関係者の人材の養成及び資質の向上を目的とした研修指導
2. 衛生に関する試験検査機関に対する技術的指導
3. その他必要と認められる研修指導及び技術的指導

(2) 研修指導業務の効果的な実施を図るために、必要に応じ、検討協議会で研修指導課題の調整等を行うものとする。

四 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

(1) 地方衛生研究所は、次のような情報活動を行うものとする。

- ① 試験検査の方法等に関する情報の収集・解析
- ② 公衆衛生に関する情報の収集・解析
- ③ 関係行政部局、市町村及び地域住民等への①及び②の情報の提供

(2) 地方衛生研究所は、公衆衛生に関する国、都道府県・指定都市、地方衛生研究所、保健所、市町村のネットワークの中の地方拠点として、(1)に掲げる業務を実施するとともに、得られた情報から地域に密着した公衆衛生に関する新たな課題を発掘し、またその解決のための研究を企画・実施し、これらに関係行政部局等を通じて公衆衛生に関する活動に還元するよう努めるものとする。

Ⅲ 行政各部局との関係

地方衛生研究所の運営に当たっては、必要に応じ、関係各部局と協議し、相互に密接な連携を保つものとする。

Ⅳ 業務推進の方策

- 一 IIに掲げる業務の実施に必要な技術系職員等の人員の確保を図るとともに、その資質の向上に努めるものとする。
- 二 IIに掲げる業務の実施に必要な科学技術の進歩に即応した施設及び設備を備えるものとする。

3. 地域における健康危機管理について ～地域健康危機管理ガイドライン～

- 阪神淡路大震災など地域住民の生命、健康の安全に影響を及ぼす事態が頻発し、健康危機管理のあり方の問題になり、基本指針の一部改正が行われ、地域における健康危機管理体制の確保が示された

H12

「地域における健康危機管理のあり方検討会」開催（平成12年11月）

H13

地域における健康危機管理について
～地域健康危機管理ガイドライン～（平成13年3月）

H13

「地域における健康危機管理について
～地域健康危機管理ガイドライン～」の送付について（健総発17号）

4. 地域における保健師の保健活動について

S53

市町村における保健婦活動について
(昭和53年4月24日厚生省衛発第382号)

H10

地域における保健婦及び保健士の保健活動について
(平成10年4月10日健医発第653号)

地域における保健婦及び保健士の保健活動について
(平成10年4月10日健医地発第33号)

H15

地域における保健師の保健活動について
(平成15年10月10日健発第1010003号)

地域における保健師の保健活動について
(平成15年10月10日健総発第1010001号)

「地域における保健師の保健活動指針について」を策定

Ⅲ その他

1. 検討会の報告

H1.2	医療ソーシャルワーカー業務指針検討会報告書(医療ソーシャルワーカー業務指針検討会)
H5.7.9	地域保健対策の基本的なあり方について意見具申(厚生大臣宛公衆衛生審議会総合部会)
H5.7.5	地域保健対策の基本的な在り方について(地域保健基本問題研究会)
H11.8.12	地域保健問題検討会報告書(地域保健問題検討会)
H13.3	地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～ (地域における健康危機管理のあり方検討会)
H15.3	地域保健従事者の資質の向上に関する検討会報告書 (地域保健従事者の資質の向上に関する検討会)
H16.3	保健所長の職務の在り方に関する検討会報告書(保健所長の職務の在り方に関する検討会)
H17.1	公衆衛生医師の育成確保のための環境整備に関する検討会報告書 (公衆衛生医師の育成確保のための環境整備に関する検討会)
H17.5	地域保健対策検討会中間報告(地域保健対策検討会)
H19.3	地域職域連携推進事業ガイドラインー改訂版ー(地域・職域連携支援検討会)
H19.3	市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書(市町村保健活動の再構築に関する検討会)
H19.3	公衆衛生医師の育成確保のための環境整備評価委員会報告書 (公衆衛生医師の育成確保のための環境整備評価委員会)

地域保健対策検討会中間報告 (平成17年5月)

- 地域保健対策検討会を開催し、健康危機管理対策や生活習慣病対策を担うための体制制度面の整備を求める中間報告がまとめられた。
- 主な内容
 1. 保健所を中心とした地域における健康危機管理体制の構築
 - 健康危機が発生した場合、その初動を担うのは、専門技術職員が配置されている保健所が最も適している。
 - 保健所が対応すべき健康危機管理の分野としては、①原因不明健康危機管理、②災害有事・重大健康危機、③医療安全、④介護等安全、⑤感染症、⑥結核、⑦精神保健医療、⑧児童虐待、⑨医薬品医療機器等安全、⑩食品安全、⑪飲料水安全、⑫生活環境安全の12の分野であり、これまで以上に健康危機管理を業務の核とするべきである。
 2. 今後の地域保健計画
 - 「はじめに予定事業ありき」といった事業中心主義ではなく、健康課題を解決するための課題中心主義で検討し、その後、課題解決に必要な事業を検討すべき。
 - 地域保健計画に含むべき内容は、①地域健康危機管理計画、②生活習慣病対策、その他の地域保健対策、③地域における健康課題への資源配分の方針、④基盤整備

Ⅲ その他

2. 地方分権・市町村合併

地方公共団体が行う施策についての国による関与・義務付けの廃止、国から地方自治体への権限移譲、税財源の移譲など、まだまだ十分進んでいないことなどから

政府(総務省)による合併特例債を中心とした手厚い財政支援(平成17年3月31日まで)と、同時期に進行した三位一体改革による地方交付税の大幅な削減の影響

H15-17

H17.4

H18.12.25

H21.5.26

H21.12.15

H22.3.5

H22.4.1

H22.6.22

地方分権改革推進法公布

「地方分権改革推進計画」が閣議決定

「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」及び「国と地方の協議の場に関する法律案」を閣議決定

「地域主権戦略大綱」を閣議決定

市町村合併のピーク
3,232(H11.3)から1,820(H18.4)に減少

合併新法(市町村の合併の特例等に関する法律)

第29次地方制度調査会が、合併新法の期限である平成22年3月末をもって政府主導による合併推進は一区切りとするべきとの答申を決定

合併新法は改正(期限は10年間延長)
国・都道府県による合併の推進に関する規定は削除、市制施行の条件緩和などの特例も廃止などにより、政府主導の合併推進運動終了